分ニシテ辞去セリ

六、労働者側

被解雇者等ハ坪井等ト共ニ組合未加入者ノ検挙ト争議ノ激化ヲ策シツヽアリ

八、事業主側

事業主側ニ於テ全主ノ島業況ノ好転後援策ノ講ゼラレツヽアリ尚一般後業負ハ比較的平穏ナリ

右及申(ママ)(通)報候也

別紙(二)

労働争議ノ概況ニ関スル件

一、争議件数ノ増減ニ関スル件

二、争議ノ原因ニ関スル件

三、争議ノ態様ニ関スル件

四、争議ノ結果ニ関スル件

五、争議ノ特異ナル点ニ関スル件

六、争議ニ関スル取締ニ関スル件

イ、一般ノ動向ニ関スル件

ロ、労働団体ノ動向ニ関スル件

ハ、一般ノ動向ニ関スル件

ニ、労働争議ノ予想ニ関スル件

ホ、其ノ他参考ニ供スヘキ事項

別紙(一)

労働争議ノ概況ニ関スル報告書

今般労働争議ノ概況ニ関スル報告書ノ作成ニ当リ左記ノ点ニ注意ノ上取纏メラレ度此段通牒ス

記

一、争議ノ件数ニ関スル報告ハ十件以上ノ争議ニ関スルモノニ限リ十件以下ノ争議ニ関スルモノハ之ヲ省略スルコト

二、争議ノ原因ニ関スル報告ハ争議ノ原因ヲ賃金、労働時間、解雇、組合承認、其ノ他ニ分チ夫々ニ該当スル争議ノ件数ヲ報告スルコト

三、争議ノ態様ニ関スル報告ハ争議ノ態様ヲ同盟罷業、怠業、サボタージュ、ピケッティング、職場占拠、其ノ他ニ分チ夫々ニ該当スル争議ノ件数ヲ報告スルコト

四、争議ノ結果ニ関スル報告ハ争議ノ結果ヲ要求貫徹、一部貫徹、妥協、不貫徹ニ分チ夫々ニ該当スル争議ノ件数ヲ報告スルコト

五、争議ノ特異ナル点ニ関スル報告ハ争議ノ特異ナル点ヲ具体的ニ報告スルコト

六、争議ニ関スル取締ニ関スル報告ハ争議ニ関スル取締ノ概況ヲ具体的ニ報告スルコト

七、其ノ他参考ニ供スヘキ事項ハ争議ニ関スル将来ノ予想ヲ具体的ニ報告スルコト

大臣官房
文書課